

一般社団法人日本障がい者乗馬協会 倫理・コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本障がい者乗馬協会（以下「JRAD」という。）の会員が遵守すべき倫理・コンプライアンスに関する事項を定めることにより、JRAD に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(会員の範囲など)

第2条 この規程において、「会員」とは、定款第2章第7条に規定する会員をいう。

2. この規程において、「事実調査」とは、会員及び関係者からの事情聴取、資料等の提出を求めることなど事実を明らかにするために行われる一切の行為をいう。

(基本的責務)

第3条 会員は、定款第3条に規定する JRAD の目的を達成するため、その使命にふさわしい倫理を自覚して行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 会員は、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自らの私的な利益を図ることや斡旋・強要を行ってはならない。

2. 会員は、暴力行為、いじめパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別、暴言、その他人権尊重の精神に反する言動を行ってはならない。

3. 会員は、暴力団など反社会的勢力の構成員となってはならず、反社会勢力と交際及び取引を行ってはならない。

4. 会員は、賭博、強盗、恐喝、窃盗、強制わいせつ、暴行など刑事犯罪や反社会的行為を行ってはならない。

5. 会員は、麻薬及び向神経薬取締法に違反する行為やドーピングを行ってはならない。

6. 会員は、クラス分け規程及び競技毎に定められたルールを理解し、遵守すること。

7. 会員は、名誉を重んじ、常に品位を高め JRAD の信頼を維持するよう努めなければならない。

8. 会員は、正当な理由なく第9条の事実調査を拒んではならない。

(コンプライアンス委員会・相談窓口・相談員)

第5条 JRAD 事務局にて相談窓口を開設し必要の都度、理事長を中心に弁護士などの専門家を構成員に入れ、**コンプライアンス委員会を開催する**事務局にて実行性を確保する。

2. ~~相談窓口の相談員~~**コンプライアンス委員会**は、所属する会員の事案については、~~コンプライアンス委員会の指示を受け~~第9条に規定する事実調査をおこなう。

3. **コンプライアンス委員会は、委員長を理事会で決定し、委員長が委員2名以上を選出し構成を行う**

(苦情相談の申し出)

第 6 条 会員は、相談窓口又はコンプライアンス委員会に対して会員に関する苦情相談を行うことができる。

(所属団体の責務)

第 7 条 所属団体は、所属する者より苦情の相談があった時は速やかに事務局へ報告し、相談員と協調して事実調査などに対応しなければならない。

2. 所属団体は、前項の調査を行い、会員である団体に所属する者に対して懲罰を科した場合は、その内容を JRAD 事務局に報告しなければならない。

(懲罰の種類)

第 8 条 本規定による懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 除名
- (2) 資格、登録の取り消し
- (3) 資格、登録の停止
- (4) 戒告

(処分等)

第 9 条 会員に第 4 条の規定に違反する恐れがあると認められる場合、コンプライアンス委員会を開催し直ちに事実調査を開始してその行為を防止する。

2. 会員に第 4 条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当な理由がある場合、委員会を開催し、直ちに事実調査を行う。

3. 前 2 項の調査の結果、会員に第 4 条の規定に違反する行為があったと認められる場合、会長は、コンプライアンス委員会の報告を受けて理事会に諮り、第 8 条に規定する懲罰を科すなどの必要な処置を講ずるものとする。但し、除名は定款の定めに従う。

4. JRAD は、所属団体での処分にかかわらず、JRAD 会員としての処分を決定する。

5. JRAD は、処分を決定した場合、懲罰対象者並びに所属団体に処分内容、処分理由を通知する。

6. JRAD は、苦情申立者に調査、処分などの結果を文書で通知する。

7. JRAD は、所属団体に対し監督責任を問うことができる。

(利害関係者の排除)

第 10 条 苦情申立者又は懲罰対象者と利害関係にあるものは、当該事案処理の対応にあたることはできない。

(苦情申立者のプライバシー保護)

第11条 当該事案における苦情申立者の個人情報の取り扱いは必要な場合を除き匿名とする。

(苦情申立者に対する不利益扱いの禁止)

第12条 JRAD は、苦情申立者が申立てをしたことを理由に、苦情申立者に対し不利益な取扱いを行ってはならない。

2. JRAD は、苦情申立者に対して不利益取扱や嫌がらせなどを行った者がいた場合、本規程により処分することができる。

(不正目的の申立の禁止)

第13条 苦情申立者は、不正の利益を得る目的、JRAD 又は第三者に損害を与える目的、その他不正の目的で申立てを行ってはならない。

2. JRAD は、前項に該当する申立てを行った者に、本規程により処分することができる。

(懲罰対象者の弁明・仲裁付託)

第14条 JRAD による最終処分については、最終決定以前に、懲罰対象者に弁明の機会が与えられる。

2. JRAD の最終処分に対し、当該者は公益社団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することができる。

(復権)

第15条 除名又は資格、登録取り消しの処分を受けた会員が、再度資格取得または登録しようとする場合は、違反行為をしない旨の誓約書を提出し、理事会で決定する。

(その他)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。(第1条～第16条)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、第5条を改訂の上、令和5年4月1日から施行する。